

19世紀中葉の英国におけるウェスレー派メソ ディズムの教育政策と民衆学校教育について（4）

－改正教育令との関連（7）－ 1 －

青 木 秀 雄

目 次

はじめに

- I 1861年ウェスレー派の状況
 - (1) ウェストミンスター師範学校の増築
 - (2) ニューカッスル諮問委員会報告
 - (3) 61年改正教育令覚書
- II ウェスレー派の見解
 - (1) 教師の知識と教養 (2) 3 R s と民衆教育 (付記)
- III 改正教育令の修正案
 - (1) 1862年2月の修正改正教育令 (2) 1862年4月の修正改正教育令
 - ア 改正教育令に対する連合教育委員会抗議の表明
 - イ ウェスレー派の4月30日議事録パンフレット
- IV 改正教育令発行と対応
 - (1) 改正教育令の発行 (2) ウェスレー派教育委員会の対応
- V 改正教育令発行後のウェストミンスター師範学校の対応
 - (1) 教員見習生制度と同師範学校 (2) 教員資格試験合格者の推移
 - (3) 同師範学校の増築と財政難
- VI ウェストミンスター師範学校と教育実習校の変化
 - (1) 師範学校の教科目内容の変化
 - (2) 教育実習校におけるスタンダード試験
- VII 教員見習生減少の問題
 - (1) 小規模校における教育環境の荒廃 (2) アシスタント教員の増加
 (以上, 前号)
- VIII ウェスレー派各基礎教育学校等のスタンダード試験対応
 - (1) ウェスレー派教育委員会の見解と基礎教育学校の状況
 (以下, 次号)
 - (2) スタンダードに対応する幼児学校(学級)の状況

VIII ウェスレー派各基礎教育学校等のスタンダード試験対応

補助金の対象科目を3R sに限定するR・ロウの考え方に対する反対論は、ケイ＝シャトルワースやマシュー・アーノルドらに代表される。労働者階級は、宗教的・道徳的・知的に劣っているから、国家が道徳の師となり教育を与えなければならず、労働者階級に対する基礎教育の目的は、彼らの文明化 (civilization) にあるというものであった。したがって、そこで要請される世俗教育の科目数は数のうえでは3R sよりも多いが、それらを通していずれも徳目の側面が強調された。アーノルドは、改正教育令以前に学校で教えられていた科目数は23にもものぼっていたことを指摘している。しかしながら、ニューカッスル委員会はそれを浅薄で皮相的と批判した。それが総合的で、幅広いものであったという証拠はないといわれる。シルベスターも、ニューカッスル委員会報告書を引いて、改正教育令以前の学校も、また3R sが支配的であったことを明らかにしている。しかも、改正教育令が教育内容を3R sに限定したというのは間違いであると視学官のフィーロンは当時述べているが、彼は同時に、実際にその他の教科を教える余力を持っている学校は少ないと指摘した。¹⁾

以上のように、当時基礎教育学校において「3R sが支配的であった」し、それ以上の「総合的で、幅広い」教養教育を施す「余力を持っている学校は少ない」との見解について、ウェスレー派教育委員会と各基礎教育学校、および幼児学校 (学級) におけるスタンダード試験への対応状況と関連させて講究したい。

(1) ウェスレー派教育委員会の見解と基礎教育学校の状況

ウェスレー派教育委員会は、1861年に示された改正教育令案を論駁するために、1862年1月30日に開催されたウェストミンスター師範学校始業式におけるJ・スコット校長の講演内容を、同年2月17日の会合において、直ちに発行する決定をしたことは先に小論で触れた。²⁾ そこでは、教師の知識と教養について次のように述べてされていた。

教師の高い教養 (the higher cultivation of the teacher's own mind) は、はたして基礎教育に不適切なのであろうか。(中略) そのような教師は、教科書 (lesson-books) の内容について常に子どもの現実的な興味をそれに関連しつつ喚起させることができる。子どもたちを楽しませながら、知識と理解力を駆使し、その課題について教科書から独立して多様な観点から説明を加え、その内容を理解させることができる。このようにして、子どもたちは簡単な言葉を少しずつ獲得し、正しく言葉をしゃべることにより、その意味を徐々に理解して語彙が豊かになって行く。そのために下級生のうちは、簡単な語彙による練習を続けなければならないのである。³⁾

しかし、入学した子どもに対する第一の目的は考えさせることにあり、どのように考えるかを教えることにある。教師が語るすべてにおいて、また教科書を読むことは、子どもたちの思考の原材料を与えることである。階段を踏みつつ、これらの原材料をどのように利用するかを教えることが教育過程 (school process) である。十分に教育された教師であるならば、子どもを充分考えさせ、理解へと導き、見たもの聞いた

ことをよく観察し考える習慣を育てる。⁴⁾

そこで、3 R s の教育のためには、教師の高い教養が不可欠であると、次のように説く。

「もし健全であるならば」(if sound), 基礎に重点を置くべきであるとの意見には同意する。子どもたちの基礎が固まることによって、はじめてより高度な教育は可能となるのだから。しかし、「教師の知識は、生徒と余り懸け離してはいけない」ということには断固反対であり、教師の深く広い知識が、「健全な教育」(sound education) を実践するための能力、レディネス、多様性と活力になる。教育するということが、彼自身の興味を殺ぐことはなく、このことが生徒の利益に多大な影響を与えるのである。⁵⁾

ニューカッスル委員会報告書が示した「教師の知識は、生徒と余り懸け離してはいけない」との見解への反駁として、J・スコットは、基礎教育としての3 R s は思考するための基礎であり、子どもに知識と理解とを獲得させるためには、教師の教養が不可欠であることを強調していた。

ウエストミンスター師範学校の教育目的は、宗教的・道徳的人格形成を重視したものであって、ケイの「師範学校の主目的は、学校教員の性格形成」にあるとする主張と重なるものであった。⁶⁾ また、マシュー・アーノルドも、社会秩序を維持するために、国家は労働者階級の子弟に教養教育を奨励する義務がある、と次のように訴えている。

国家が学校に対してもつ関心は読み書き計算の向上ということだけではなく、社会の防衛ということであるとわれわれは答えたい。学校が浮浪児を街頭から締め出してくれるかぎり、子どもたちに一利発なものにも愚鈍なものにも一規則正しく上品で人間らしい行動を教えてくれるかぎり、そしてまた学校周辺の地域社会を教化してくれるかぎり、そのかぎりにおいて、われわれは学校に関心をもつのである。したがって、国家は貧民のための国庫補助学校にたいして、報奨金＝補助以上のものを支払う義務がある。⁷⁾

『再改定法典』(The Twice-Revised Code) と題する論説が、1862年3月号のフレザーズ・マガジン誌 (Frasier's Magazine) に匿名で載った。その執筆者がマシュー・アーノルドであることは、知識人であるなら容易に推量できたに違いなかった。彼はその2月19日までには校正を終わっていて、この論説が社会的な影響を与えることを期待していたし、実際に有力者に影響を与えた。⁸⁾ J・スコットも、同様の見解をもつマシュー・アーノルドの論説に大いに興味を示した。「メソジスト教会の主領であるスコットは(わたくしの)論説に強く引かれ、回覧用に数部のリプリント版をもっていった」とアーノルドは3月19日に母に語っている。⁹⁾

再改定法典の本質は、「国家が要求すべき」読・書・算の習熟という意味に解釈される教育訓練の出来高に応じて補助金を交付するという原理であり、その他のことがらに対して

も交付されてきた従来の補助金を国庫補助学校からすべて削除するという原理である、とアーノルドは喝破する。¹⁰⁾

R・ロウが補助金の対象科目を3R sに限定したのは、それがテストしやすい教科であると同時に、自己教育に必要な最低限の教育であると考えたからである。ニューカッスル委員会報告の出来高払制度とは異なって、出来高払制度を割当補助金の交付条件とすることと、スタンダード試験の設定によって、国家による世俗教育の内容統制を可能とした。つまり、R・ロウの出来高払制度は、国費支出と国家の教育内容統制とを一体化させるものであった。¹¹⁾

しかし、ニューカッスル委員会の勧告は、これと著しく内容の異なるものであった、とアーノルドは指摘する。この委員会は2種類の補助金を提案し、1つは、学校とその機構が少しでも存続に値するものなら、その全般的な維持運営に対し交付されるべき現行のような補助金である。すなわち、学校視学官によって「学校の規律、能率、全体的性格」にてらして交付されるべき補助金である。もう1つは、3R sにおける一定水準の学業成績にてらして交付される補助金であった。「ニューカッスル委員会は(国庫からの)維持費＝補助と、(地方税からの)報奨金＝補助という2つの補助金を提案し」ていたのである。¹²⁾

彼は、児童が「困難を感じないで読むよう指導されなければならない」というニューカッスル委員会の基礎教育学校に対する不満と要求は、労働者階級がおかれた家庭・社会的教育環境を少しも考慮していない、と次のように非難した。

3R s試験の導入を提言した理由として、「教師が下級クラスを捨てて願みないこと、教師が上級クラスにあまりにも欲張った野心的な教育を行うこと、教師が基礎的教育の3分野としての読方、書方、算術を全児童に十分に授けていないことに原因がある。読み書き計算は現在よりもはるかによりよく、はるかにより多くのものに教えられるであろう」とニューカッスル委員会は述べた。¹³⁾

ところで、「ある児童が、相当にまたは良く読方ができる」ということは、具体的にいうとどういうことであろうか。この場合、「いつもの教科書を地方なまりの口調とアクセントで読むこと、家庭の文化や教養が欠けていること、どうしても時おり学校を休まなければならないことなど、これらの事柄が酌量されたうえで、その児童が読方の課題を相当にまたは良くやりこなすということの意味するだけであるなら、わが視察学校(視学官から視察を受ける学校)に学ぶ児童のうち、ニューカッスル委員会が指摘する4分の1(20分の5)よりもよりいっそう多くのものが相当にまたは良く読方ができるといわれるであろう。そして、これこそが、児童は相当にまたは良く読方ができると報告するときに視学官たちが意味するところのものにほかならない。」¹⁴⁾

しかし、「実をいえば、ニューカッスル委員会はまもなく自己の使用する語句を少しばかり変えてしまうのである。相当にまたは良く読むためには、困難を感じないで読むだけではもはや十分でない。知性的な方法で読むことが必要であるという。」それが「知性をもって聖書を読むことができるということであり、読む自分にも聞く相手にも喜びを与えるほど容易に新聞を読むことができるということであると解釈されるなら、視察学校に学ぶそんなに多くの児童が相当にまたは良く読むことができると報告した視学官たちは疑いもなく、まったく真実でないことを述べたわけである。また、相当にまたは良く読むことがで

きるという表現の意味するものが以上のようなことであると解釈されるなら、目下のところ、視察学校に学ぶ児童のせいぜい4分の1（20分の5）が相当にまたは良く読むことができるにすぎないと断定したニューカースル委員会は、このうえもなく真実なことを述べたわけである。¹⁵⁾

知性的な読方は、教養のある富裕階級の児童の間でもそうざらにみられるものではない。現状において、基礎教育学校に学ぶ児童の5分の3（20分の12）が、「絶対的、無限定的意味において、相当にまたは良く読むことができるように指導されうると考えるなら、そう考えるニューカースル委員会は疑いもなく考えちがいをしている。」多くの児童が、そのように重要な能力を習得できないのは、そうした多くの児童を学校に通わせる家庭の中に書物や知識への関心がまったく欠けているからである。「子どもたち自身の中にも、彼らが生活をともにする人たちの中にも、全般的に教養が欠けているからである。こうした能力を彼ら貧困児童に習得させる道は、実に彼らと彼らの階級の教養を向上させることであって、彼ら児童を読方の学習に縛りつけることでもないし、わが基礎教育学校の課程から地理や歴史の科目を排除することでもない。」そうした能力を教育のあるこの階級の子どもたちが備えているとしたら、それは彼らが根気よく読方を一読方だけを一教えられたことに基づくのではなくて、むしろ、その一部は生まれながらの適性に基づくのであり、そのより多くは教化的・文化的影響に基づくのである。すなわち、彼らを取り巻き彼らを養育してきた教養のある年長者たちの思想と知識の様態に基づくのである。¹⁶⁾

しかしながら、結局のところ、この委員会は、維持費＝補助一読・書・算を教えるたんなる機械ではなくて、むしろ宗教的、道徳的、知的諸機能をあわせもつ生きた統一体である学校を助成するための補助金を継続するよう提案した。学校が以上の全機能を完全かつ有効に遂行することによって、基礎的教育に有益な作用を及ぼすかぎり、同委員会は従来どおり、学校が以上のような活動を続けるのを支援するとした。

ところが、改訂法典の立案者ロウは、補助金をすべて取りやめ、特定の3科目にたいする報奨金制だけを残そうとする。したがって、「改訂法典のもたらす改変を支持するためのこの論拠—基礎的教育は高度の教育への不当な注意集中によって不振に陥ったのであって、この基礎的教育だけに国庫補助を投入することによって改善されるであろうという論拠—はけっして成立しえない。」¹⁷⁾

以上のようにアーノルドは、知性教育のためには3 R s と教養教育の融合が必要であり、それを維持・推進する学校と家庭環境が不可欠であると考えたのである。

改正教育令が補助金交付の対象を3 R s にしたことは、基礎教育の範囲を狭く限定するものであるとするケイらの批判に対して、R・ロウは次のように対抗した。「我々が規定するものは最大限の教育ではなく、最低限の教育である。（中略）それ以上学ぶべきではない、とっているわけではない。」そして、労働者階級に「社会上昇移動のための教育を与えることではなく、彼らの現在の社会的地位や職業に適した教育を与えること」を目的にしていると明言している。¹⁸⁾

この「最低の基準（minimum standard）を規定するだけである」という、R・ロウの弁明に対するウェスレー派教育委員会の見解は次のようなものであった。

第3次の改正案に対する反対声明として、ウェスレー派教育委員会の1862年4月30日議事録をパンフレットにして公表した。¹⁹⁾「改正教育令がこのまま議会通过するならば、我が国の教育に大きな損害を与えるであろう。したがって、その解決のために、5点について保障を強く要望する」と結論づけて、まず児童・生徒の出席状況 (Capitation Grant) と出来高払制度による補助金との併用という改正案の方針に対し、「高い基準」を設定すべきであるとして次のように指摘している。

1. 基礎教育3科目 (three branches) の試験は、教育内容の到達目標と能力の高い基準 (a higher standard) を明確にし、適切に奨励することを喚起する目的で行われるべきである。教育視察は、子供たちが習った知識と理解力 (general intelligence) を調べるために行われ、罰金によってではなく、優れた教育実践に割増金が助成されることによって良い教育が促進されるようにすること。²⁰⁾

またその一方で、補足的なペナルティを科すことに反対するものではないとして次のように主張した。

低学年の子どもたちが適切な基礎教育を保障されていない、との不満が改正教育令を導入する一つの大きな要因である、と枢密院教育委員会は説明している。しかし、教育に対する今日までの優れた成果を台無しにすることなしに、簡単に改善する手だてがある。ただ単に試験制度に反対している訳ではないのである。教師が適切に指導できず、欠席者が多いような状態の学級があり、公正な試験が実施できるのであれば、読・書・算の試験を課すことにも意味があると思う。つまり、試験にパスできないような学級経営ならば、それを教師に償わせるという方法である。²¹⁾

アーノルドも同様、3Rs試験にまったく反対ではなかった。教養教育を労働者階級に奨励する義務が国家にあることを強調した彼は、基礎的教育に対してニューカースル委員会が十分な成果を達成できていない現実を反省して次のようにいう。同委員会は「以前から基礎的教育に特別な注意を払うよう配下の視学官たちを督励してきたが、盛りだくさんの試験科目からなる学科課程は依然として保持してきた。(いまでも保持している。)しかし、これらの科目の大部分を削ること、たとえば、公式の学科課程に載っている23科目を5科目—宗教的知識と読方、書方、算術、一般的知識—toに縮小すること、それと同時に、視学官にたいして最初の4科目の試験結果に満足できないなら、末尾にある一般的知識の試験を断わるよう指示をすること、さらにはまた、視学官にたいして、それでも満足できないなら、補助金の一部支払い停止を勧告する権限を与えること (現在では全額支払い停止しか勧告できない)」。こうした一連の方策を講じたならば、基礎教育の振興に改正教育令よりはるかに大きな貢献をするであろう。²²⁾

なお彼はここで、「盛りだくさんの試験科目からなる学科課程は依然として保持してきた。(いまでも保持している。)」として、23科目もあると述べているが、視学官ブルックフィールドは1860年に、優秀な児童には、自然科学史、乗法、地理、カテキズムに加えて、

『ロビンソン・クルーソー』、測量、作文、世界地図、動植物、鉱物、初歩的の文法、歴史、キリストの生涯、十戒を教えることが望ましいと述べている。²³⁾

また、ウェストミンスター師範学校では、聖書の読会・研究とその宗教教授などのほかに、歴史・地理、聖書史などにおいても宗派教育が行われていた。一方世俗的教科目としては、一般的な基礎教育学校の日課である世俗的知識科目に対応して、読み方、英文法、作文、算数・簿記、英国史、地理、学級経営、代数、幾何・測量・求積法、力学（機械）、基礎物理、歴史、英語史・語源学、ラテン語、製図・線画、音楽、裁縫が設置されていた。²⁴⁾ これらは女王奨学金制度に則った視学官による試験科目にほとんど対応したものであった。²⁵⁾

ロウの「最低の基準」の規定という弁明に対し、ウェスレー派教育委員会はさらに次のようにいう。

ニューカッスル公爵を委員長とする勅定委員会は次のように述べている。子どもたちの人格の向上が、道徳性および知性の両面において最高の教育目的であると確信する。したがって、特に10才以下の基礎教育、読・書・算をより機械的なものにするような、如何なる試験の導入計画にも反対する (Report, vol. i. p. 320)。

この「最高の目的」が、この教育令の初版同様、最近の修正版においても、実質的にすり替えられてしまっていることは遺憾であるといわざるを得ない。そもそも、読・書・算は目的のための手段である。その目的とは、国庫補助を受けている全ての学校が確保しようと努力しているところの、生徒の精神、道義、習慣を正し、彼らの生涯の道を定めるための教育のことである。(中略) もし、機械的に(手段である)3つの科目を教えられ、真の目的を達成できないならば、彼らの精神と感情は形成されず発達できない。したがって、改正教育令が、ただ単に「最低の基準 (minimum standard) を規定するだけである」という見解は大いに疑問である。²⁶⁾

以上のように、高い教養教育を目標としてきたウェスレー派においても、適切な教育実践を助成することを基本とする試験導入政策であるなら、その必要性は認めてもよいとして、補足的に罰則を伴う試験を容認するという見解であった。そのためにはむしろ、スタンダードは最低基準を示すのではなく、高い到達目標を明示して教育の質を高めることをめざすべきであると訴えた。

改正教育令発行後、ウェスレー派の学校を視察した視学官アームストロング (Armstrong) は、出来高払制の下に交付される補助金規定に対し、1863年度報告書の中で同派に対し同情的に次の指摘をしている。²⁷⁾

改正教育令下の最初の試験において、忠告を受けた学校はわずか数校であった。大多数の子どもたちはおのおののスタンダード試験に合格した。その財務上の結果には失望感を深めてはいない。児童・生徒学校 (学級) (juvenile schools) に関する限り、ウェスレー派の学校が促進する目的に偏見をもたないで、その学校の要求に沿って一定の収入源となるような道を、なぜ改正教育令の規定が大きく切り開かないのか甚だ

疑問である。幼児学校（学級）(infant schools) においてはこれと実情が大きく異なり、もし自らの適切な価値を損なわないようにしつつ補助金を得たいのであれば、いくらかの修正をすれば済むに違いない。

間違った方向へのプレッシャーは実に大きくなっており、教育の証し (the signs and symbols) がその成功の証拠として余りにも性急に要請されている。その結果、明白ではないが、人格と未来の到達点を決定する人間形成の過程において、より影響力のある教育目的とその方法を非難し無視することになる。

このアームストロングの記述により、最初のスタンダード試験に対して、ウェスレー派の学校が無難に対応している様子が窺えると同時に、ウェスレー派の宗教的人間形成という教育方針を取り巻く環境が厳しくなっている情況を示唆していることがわかる。特に、次号で考察するように、幼児学校（学級）が、スタンダード試験に関連しておかれた状況に問題が生じた。また視学官の彼が、改正教育令の根底を批判しているのは明らかである。「教育の証し」というような曖昧な文言を使用しているが、これがスタンダードを指していることは明白であろう。

ウエストミンスター師範学校長の J・スコットは、同学生に対する1867学年度年頭の講演において、教師の資質として重要なものは教養であることを次のように指摘した。

知識を獲得する目的は、教養を積む (take in the cultivation of your minds) ためであることを忘れないで欲しい。内面の教養は、外面的の教化 (cultivation) つまり良い習慣と態度とによって形成される。その習慣とは、勤勉と努力、義務を果たす習慣、規律正しい生活習慣である。特にこれらの根底となる宗教的な習慣、すなわち神 (the eye of God) を畏れるクリスチャンとしての習慣は大切である。ウェスレー派の基礎教育学校 (elementary schools) に勤務する者すべてが、教育の方法を向上させる努力をするとともに、次代を担う者に対し、適切な精神的・社会的・宗教的習慣を培うようにしている。そして、教師の良き態度が子どもたちの手本となるようにこの師範学校で教育される。あなた方がここを去るとき、当然、教養ある (well-cultivated minds) 人間となっていよう。教養は、すべてに尊敬される上品さに包まれた習慣の形において必ず外に現れよう。²⁸⁾

前述したように、ニューカッスル委員会は、基礎教育学校で教えられていた多くの科目が浅薄で皮相的であると批判した。同報告書によって、改正教育令以前の学校も 3 R s が支配的であったことを、シルベスターは明らかにした。また一視学官よって、実際にその他の教科を教える余力を持っている学校は少ないと指摘された。

しかし、ウェスレー派教育委員会とその基礎教育学校においては、スタンダード試験に直面した改正教育令以前も以後も、3 R s を基礎としつつそれ以上の教育がめざされていたし、また「総合的で、幅広い」教養教育が少なからず実践されていたと考える。ウェスレー派においても「余力」があったとはいえないが、物事を深く考える教養ある教師の養成によって、児童の思考と知識や、堅実な習慣形成を教育目標にすえ、「最低の基準」に押

し込める「間違った方向へのプレッシャー」というような改正教育令下の困難な状況のなかで、そのための教育実践に立ち向かっていたことは以上の考察から明らかであろう。

次号においては、幼児学校（学級）におけるスタンダード試験への対応状況を検討することにより、この問題を更に講究したい。

〔註〕

- 1) 太田直子『イギリス教育行政制度成立史—パートナーシップの原理の誕生』東京大学出版会, 1992, p. 57.
- 2) 青木秀雄「19世紀中葉の英国におけるウェスレー派メソディズムの教育政策と民衆学校教育について（4）—改正教育令との関連（1）1861年改正令に対する対応」『明星大学教育学研究紀要』第14号, 1999. 3, pp. 45-50.
- 3) Scott, John. *The Working Classes Entitled to a Good Education, An Address to the Students in the Westminster Training Institution., January 30th, 1862.* London, John Mason, 1862, pp. 7-8.
- 4) Ibid., p. 6.
- 5) Ibid., p. 8.
- 6) 青木秀雄「19世紀中葉の英国におけるウェスレー派メソディズムの教育政策と民衆学校教育について（3）—50年代までの教員養成問題を中心に（下）」『明星大学教育学研究紀要』第13号, 1998, 4.
- 7) マシュー・アーノルド（小林虎五郎訳）『再改定法典』（*The Twice-Revised Code. 1862*） p. 50.
- 8) 同前書, pp. 15-7.
- 9) 同前書, p. 48.
- 10) 同前書, pp. 34-5.
- 11) 太田直子, 前掲書, p. 55.
- 12) マシュー・アーノルド, 前掲書, p. 35.
- 13) 同前書, p. 39.
- 14) 同前書, p. 40.
- 15) 同前書, pp. 41-2.
- 16) 同前書, pp. 43-4.
- 17) 同前書, pp. 44-6.
- 18) 太田直子, 前掲書, pp. 55-6.
- 19) 青木秀雄「19世紀中葉の英国におけるウェスレー派メソディズムの教育政策と民衆学校教育について（4）—改正教育令との関連（2）修正改正令に対する対応」『明星大学教育学研究紀要』第15号, 2000, pp. 29-30.
- 20) *Education Code, Minute of a Meeting of the Wesleyan Committee of Education, held in the Centerary Hall, April 30th, 1862.* London E. C. Hayman Brothers, p. 9. (*The 23 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education 1862.* London, 1863, Appendix III, pp. 65-71. に同じものがタイトルにThird Revisionと付され掲載されている。)

- 21) Ibid., pp. 6-7.
- 22) マシュー・アーノルド, 前掲書, p. 62
- 23) 太田直子「イギリス近代公教育制度の成立過程を巡る分析(2) —1862年改正教育令以前の教育政策」, 帝京大学文学部『帝京国際文化』第7巻, 1994. 2, p.82。
- 24) *The 23 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education 1862*. London, 1863, pp. 25-32.
- 25) 青木秀雄「19世紀中葉の英国におけるウェスレー派メソヂイズムの教育政策と民衆学校教育について(3) —50年代までの教員養成問題を中心に(下)」, 前掲書, pp. 38-40, および太田直子「イギリス近代公教育制度の成立過程を巡る分析(2) —1862年改正教育令以前の教育政策」, 前掲書, pp.84-7。
- 26) *The 23 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education 1862*. op.cit., p. 3.
- 27) *The 24 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education. 1863*, London, 1864, Appendix I p. 17.
- 28) *The 27 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education. 1866*, London, 1867, pp. 21-30.